

平成28年4月

第68期導入修習の評価について（民事弁護）

民事弁護教官室

1 導入修習の内容とその目的

司法修習生（以下「修習生」という。）が、これまで修得してきた民事実体法及び手続法に関する理論的・体系的知識を基礎にして、さらに実務基礎知識を前提にした実務能力の修得が必要であることを理解して自学自修の必要性を感得することのほか、特に民事弁護においては当事者の視点から事案を見ることが重要であることを認識するなど、分野別実務修習がより円滑に行えるようにすることを目的とする。

(1) 民事弁護科目

ア 問題研究

【概要】問題研究1として、依頼者からの聴取内容及び証拠資料からなる記録に基づき、法的構成の検討、その取捨選択、事実認定上の問題点及び立証の見通し等の検討を行わせ、問題研究2として、問題研究1で用いた事件について、追加の証拠資料等を配布し、原告第1準備書面の即日起案を行わせ、これらにつきそれぞれ講評を実施した。

【目的】法律実務家として、混沌とした事実を基に、適切な法律構成を選択し、争点を見つけ、その立証活動や戦略的な法律文書（通知書、訴状、準備書面等）を作成するためには、法的分析能力、要件事実の理解、事実認定能力が必要不可欠であることを理解させ、併せて初動の重要性を喚起する。

イ 講義1（保全・執行）

【概要】典型的な保全・執行に関する設問事例を事前に検討させ、講義においては、この設問事例の討論及び解説を実施した。また、設問事例の一つに類似した保全及び執行手続に関する視聴覚教材（DVD）を視聴させて、動態的に民事関係手続全般を学修させた。

【目的】修習生は、修習を終了するまでに、法的権利の保護及び実現のために必須である保全・執行について基本的な事案類型における基礎的知識の修得、保全・執行の申立時に検討すべき事項の理解、各効力に関する法的知識を修得していることが望まれる。そこで、これらの総論の講義を行った上で、典型的な事例を検討することを通じて、修習生の理解を徹底させ、分野別実務修習において学修すべき事項を指摘し、自学自修を促す。

ウ 講義2（弁護士倫理・職責）

【概要】

(ア) 弁護士倫理：実務に見られる具体的な事例を探り上げ、討論させた。

(イ) 職責：新人弁護士が初めて取り組む分野の案件に試行錯誤しながら解決に辿りつく姿を描いた視聴覚教材（DVD）を視聴させ、弁護士の活動の視点と心構え、分野別実務修習の留意点等に関する講義を行った。

【目的】分野別実務修習への円滑な移行を図る。

エ 演習1（証拠収集・立証活動）

【概要】賃貸建物を巡る紛争及び火災事件に関して当事者から依頼を受けた弁護士が行うべき

証拠収集活動及び当事者の視点からの証拠評価等の検討を行わせ、講評を実施した。

[目的] 修習生に、立証の基本を修得させるとともに、「初回の相談や事情聴取で仮説的法律構成や複数の可能性を考えながらも、まずは事実を調査し、証拠を収集し、その過程で事案に沿う法律構成を考えていく」という弁護士の活動を修習生に体感させる。

才 演習2（契約）

[概要] 取引の相手方から契約書案を受領した依頼者から相談を受けた弁護士の立場で、その分析及び修正案の検討をさせ、講評を実施した。

[目的] 法廷実務以外の弁護士の業務において、契約書の作成、契約条項の交渉及び契約の締結は、極めて基本的かつ重要なものであるところ、分野別実務修習において学修を心がけるべき分野として、契約書作成の基本を示し、具体的条項の作成・変更を体感させる。

(2) 民事弁護・民事裁判共同科目

ア 民事第1審手続の概説

[概要] 民事裁判の1(1)ア [概要] と同じ。

[目的] 民事訴訟を通じて公正妥当な紛争解決を図るという共通の目標の下に、裁判官、弁護士がそれぞれの立場で第一審手続にどのように関わっていくかを理解させる。

イ 民事総合

[概要] 民事裁判の1(2)イ [概要] と同じ。

[目的] 争点整理手続は、当事者双方（代理人弁護士）が、その主張立証に基づいて、裁判所と協議、議論することによって、争点に対する共通認識を形成していくという動的な過程であることを実感させる。

2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

(1) 導入修習時の68期修習生の状況に関する教官の所感

修習生は、具体的な事案について、一方当事者側の代理人として、法的構成の検討、その取捨選択、事実認定上の問題点及び立証の見通しの把握等を行い、準備書面等を作成することや、契約書を作成・検討することに慣れておらず、保全・執行については、基本的な知識等の理解についての差が大きく、これについて学修したことがほとんどないと思われる者も見受けられた。これらのことに関して、基礎的な講義を行い、自学自修の重要性とそのポイントを説いたが、修習生は、これらに真摯に取り組んでいた。また、クラスの他の修習生との連携を深めることができた。

(2) 修習生アンケートの結果

集合修習開始時における修習生に対するアンケート（第2次アンケート）によれば、民弁の各カリキュラムについて、7～8割以上の者が積極的な評価をしており、消極的な評価が比較的多かった講義2（弁護士倫理・職責）を含めて「役に立たなかった」との回答は多くとも5%程度と僅少であり、決定的に役に立たなかったとするものは存しないと評価できる。

また、自己の不足に気付き自学自修を促すという点については、「民事実体法の知識」「民事訴訟法の知識」「当事者等の視点等」に関して知識・能力の不足を感じた修習生の割合が、導入修習終了時におけるアンケート（第1次アンケート）では5～6割程度、第2次アンケートでは6～7割程度となっており、導入修習は、不足を気付かせるとの点で成果を上げて

いと考えられる。

(3) 分野別実務修習の指導担当弁護士の所感等

導入修習において、分野別実務修習で意識して見てくるべき点について指導を受けていたこと、同じ修習地の他の修習生と連携を深めてきたことによって、67期までの修習生と比べて、分野別実務修習の当初から、円滑かつ積極的に修習に臨む者が増加し、分野別実務修習の実が上がったなどの指摘があった。また、導入修習によって、弁護士業務全般について具体的なイメージを持って実務修習に臨んでいたとの指摘もあった。

3 集合修習以降からみた導入修習の評価

集合修習時の修習生の状況に関する教官の所感としては、その取組姿勢は、導入修習が実施される前の期である67期と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が見られた。一方、導入修習が実施されたことにより、法律知識が高まったとか、生の事実関係から大事な事実を拾い法律構成を的確にできるようになったとか、訴状や準備書面等の法律文書をきちんと書けるようになったといった中身の面で変化があったとまでは確認することができなかった。

4 68期導入修習の総括と今後の導入修習について

(1) 導入修習のカリキュラムについて（総括）

上記2及び3で検討したように、導入修習の実施を一つの要因として、導入修習の二つの目的について一定の成果が認められ、その結果、司法修習の中核である分野別実務修習が従前よりも効果的に実施されるようになったと評価できる。なお、民事弁護については、分野別実務修習の期間が短くなったことについて、導入修習が実施される前の状況と比較して、格別の支障は生じていない。

(2) 個別カリキュラムにおける課題とその対策

導入修習において、民事弁護のカリキュラムは、広範な内容をカバーすることから、修習生は全般的に消化不良を起こしていたのではないかと思われる。特に、法科大学院で履修していない者もいる保全・執行については、よく理解できなかつたという者も散見されたため、69期においては、法科大学院で全員が学修している弁護士倫理の講義時間を保全・執行に振り替えて時間を拡大し、より基礎的なところから実務的なところまで幅広い内容の講義を行い、自学自修を促すとともに、分野別実務修習への移行を意識した修正を行った。

(3) 今後の課題

導入修習を更にその目的に沿ったものとするためには、修習生がより主体的積極的に導入修習のカリキュラムに取り組むことが必要であり、そのための方策として、修習生に導入修習のイメージが事前により分かりやすく伝わるよう工夫し、また、導入修習開始前の自学自修をサポートする適切な分量の教材（事前課題）を作成することなどにより、導入修習開始前の事前学修の充実を図ることが考えられる。また、個別カリキュラムの内容について、69期における見直しの効果等を踏まえて、検討を継続していくことが必要である。さらに、導入修習及びそれに続く分野別実務修習をより充実したものとするためには、各配属修習地の弁護士会の指導担当弁護士との連携を深めることも必要である。

以上